**平成２３年（フ）第７３３号**
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘15棟205号
債務者　倉地　克典
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２２６号**
兵庫県尼崎市塚口町１丁目18番地の12　パレ塚口505号
債務者　森　　誠（旧姓庄山）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第５２９号**
埼玉県南埼玉郡宮代町字東437番地　グリーンフラッツ102号
債務者　古村三津子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高澤　史生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第３５号**
岐阜県海津市海津町長瀬881番地
債務者　榊原　重雄
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第７３号**
兵庫県西宮市田中町３－１　エイヴィスタワー1702号室、外国人登録原票上の住所大阪市西淀川区出来島２丁目７番14号
債務者　大原聡英こと　邵　　聡英
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第８１８号**
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地３　道営住宅Ｄ１―303
債務者　芹田　和一
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　輝仙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８９７号**
札幌市中央区南６条西８丁目８番地23　ドミローレル第11―501号
債務者　守屋　雅夫
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第５７号**
埼玉県行田市大字下須戸13番地２
債務者　藤野千代子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　智章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第７６２号**
横浜市金沢区東朝比奈３丁目15番１―218号
債務者　島川　享士
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安國　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４４号**
山口県下松市大字西豊井30―13
債務者　末冨　敦子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清木　敬祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２３年（フ）第６７号**
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1093番地３
債務者　栗山商店こと　栗山　泰幸
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　薫満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第２４号**
山形県酒田市下安町６番地の18、前住所山形県酒田市東大町１丁目３番地の19
債務者　相馬　公二
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊原　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２３年（フ）第９２号**
愛知県一宮市冨田735番地10
債務者　宮本　孝宏
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　一磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第３４号**
北海道苫小牧市音羽町２丁目１番９号　パールオブエビスＥ
債務者　三浦　　馨
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２３年（フ）第４１号**
北海道苫小牧市弥生町２丁目21番７号　ＭⅡハイツ101号
債務者　宇野　智美（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２３年（フ）第４５号**
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番２―408号
債務者　島谷みゆき（旧姓嵐）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２３年（フ）第５２号**
北海道苫小牧市大成町１丁目９番１―307号
債務者　斉藤　久江
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部